

## 第9章 橘樹官衙遺跡群の管理運営と体制

### 第1節 管理運営と体制の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

### 第2節 管理運営の方法

#### (1) 史跡の管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の管理団体として、川崎市は文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、地権者等の理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、教育委員会事務局文化財課が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、土地の所有者・地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、管理団体である川崎市が主体となって行う。

#### (2) 史跡地内公有地の管理

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう保存整備を図っていくことになるが、その保存整備された土地については、管理団体である川崎市が中心になりつつ、地元町会や地元有志を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。

#### (3) 土地所有者等の協力による適切な管理

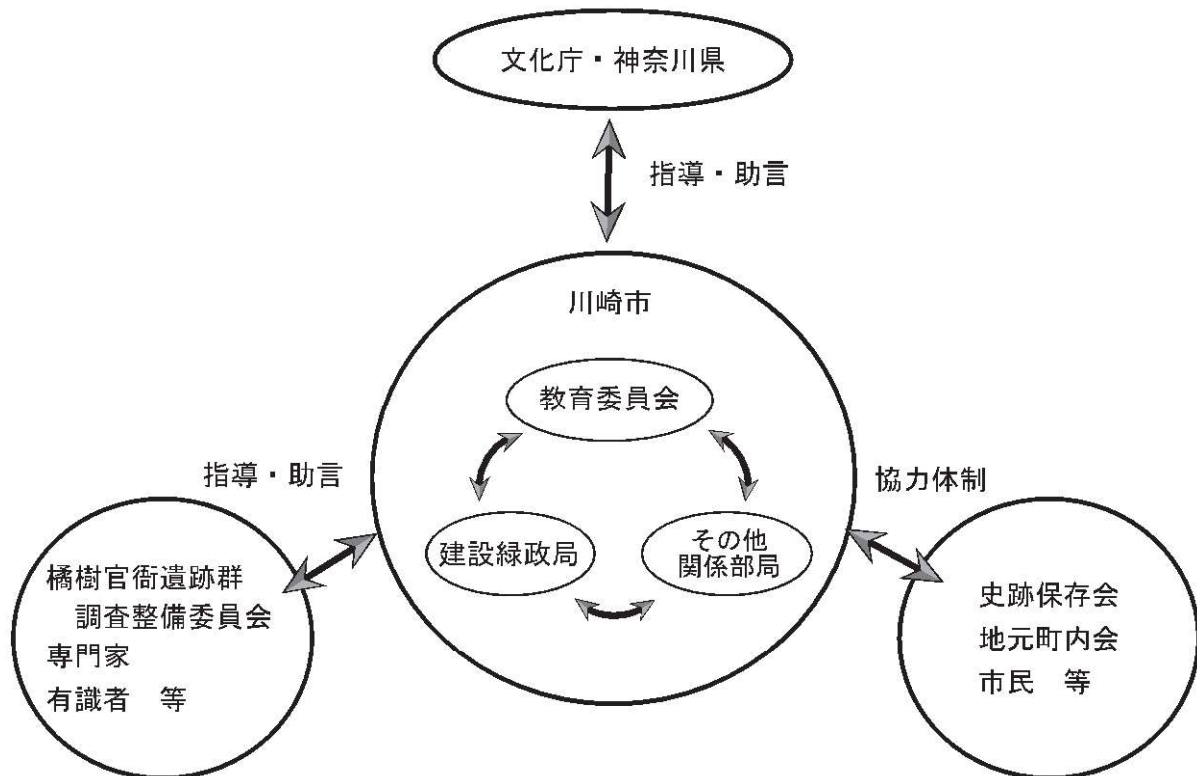
史跡橘樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえるよう、日頃から理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である川崎市と必要な協議を行った上で、現状変更等の申請を行うよう周知を図る。また、土地所有者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに川崎市に変更届を提出することも説明する。

#### (4) 橘地区（高津区千年、宮前区野川本町）との連携・協働による管理運営

史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠であり、保存管理・活用のパートナーとして、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である川崎市と地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力を円滑に進めるためのシステム作りを図る。

(5) 関係機関等との連携体制

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理については、文化庁や神奈川県教育委員会との連携のもと、市教委が中心となって適切に行う。今後の史跡整備や歴史文化資産との一体的な活用、地域連携等に必要環境整備等については、本保存活用計画策定に向けた川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために開催した庁内検討委員会を引き続き活用し、関係部局と市教委事務局とで庁内横断的な協力体制を構築して進める。



第 17 図 管理運営・連携体制のイメージ

# 第10章 施策の実施計画策定と進捗管理

## 第1節 実施すべき施策と実施期間

第5章～第9章の内容を踏まえ、史跡橋樹官衙遺跡群で実施すべき施策は、保存・整備・活用と大きく3つの事業に分けることができる。

保存事業は、史跡指定地内における保存は当然であるが、第6章で触れたように、橋樹官衙遺跡群は現在も確認調査を継続的に実施中で、調査成果によっては追加指定を目指す地域も多く、適切かつ迅速な対応が求められている。

整備事業は、第8章で取り上げたように、令和6（2024）年5月18日にオープンした橋樹歴史公園と同様に、整備計画に基づき、継続的に市民が利活用できるよう整備を行っていく必要がある。

活用事業では、これまで以上に、史跡の重要性や情報の発信、学校教育や生涯学習等での利活用を進めていくため、地域住民や市民等と一体となった活動を図っていくことが求められる。

これら大きく3つに分けられる施策は、第2期保存活用計画期間内で実施すべき施策（短期的施策：12年間）を次のとおり整理するとともに、史跡及び地域や社会情勢の変化に合わせ第2期保存活用計画の点検・見直しをしつつ、施策を実施する。また、中長期的に実施すべき施策（中長期的施策：概ね30年間）として、条件が整えば橋樹官衙遺跡群の追加指定及び公有地化を進め、保存整備・活用を実施していく。

### （1）短期的施策（12年間）

#### ア 保存事業（追加指定・公有地化）

第8章で示したように、すでに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域、また調査によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域のうち、今後史跡整備を実施する計画範囲内の土地や地下に遺跡を保存した状態（現状保存）としての利用が困難な土地については、地権者等の理解と協力のもと、優先的に追加指定を行い、追加指定後は公有地化を図っていく。

#### イ 整備事業

史跡整備が完了した「橋樹歴史公園」を中心に、公有地化が完了した用地の整備を図る。

##### ①令和8（2026）年度～令和10（2028）年度

- 史跡橋樹官衙遺跡群第2期整備基本計画に基づく整備
- 影向寺西側に所在する土地及び橋樹歴史公園北側に所在する公有地化が完了した用地の整備

##### ②令和11（2029）年度～令和13（2031）年度

- 史跡橋樹官衙遺跡群第2期整備基本計画に基づく整備
- 橋樹歴史公園北東側に所在する公有地化が完了した用地の整備
- 便益施設（トイレ等）の設置

## ウ 活用事業

第2期保存活用計画に基づき、現在実施している史跡めぐり、シンポジウム・講演会、発掘調査現地見学会等の活用事業を継続して実施するとともに、次のとおり活動を展開する。

### ①学校連携

学校教育との連携の方策の検討「（仮称）史跡橘樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」の策定、学校連携事業の実施

### ②生涯学習

「（仮称）橘樹官衙遺跡群史跡ボランティア」の育成、ボランティアと協力した各種事業実施

### ③官学連携

市内所在または近隣大学等との連携による人材育成、地域づくり等

## （2）中長期的施策（概ね30か年）

- 公有地化が完了した用地については、その土地の状況や整備の優先順位等に基づいた整備計画を定め、できるだけ早期に史跡整備を図り、市民利用に供する
- 史跡指定地については、地権者等の理解と協力のもと、公有地化を進める
- 各種活用事業の実施
- ガイダンス施設や便益施設等の設置

## 第2節 施策の進捗管理と方法

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなければならないことであり、計画自体を経過確認し、定期的に点検評価する必要がある。この経過観察及び点検評価により、各施策の到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画を見直す際の基礎資料となる。

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たすため、指標の設定に際しては、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けながら、調査整備委員会で検討・審議の上、決定した。

方法としては、施策の進捗管理にあたり、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示した自己点検シート（チェックシート）を利用することとし、この自己点検シート（チェックシート）の内容は、今後の保存活用計画の見直しや新たな事業等の企画立案に際しての基礎資料として活用する。

また、自己点検シート（チェックシート）による自己点検は、概ね6年ごとに実施するものとし、その結果については、調査整備委員会に諮り、点検・指導を受けた上で、教育委員会に報告する。

第 11 表 史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

史跡橋樹官衙遺跡群保存活用自己点検シート

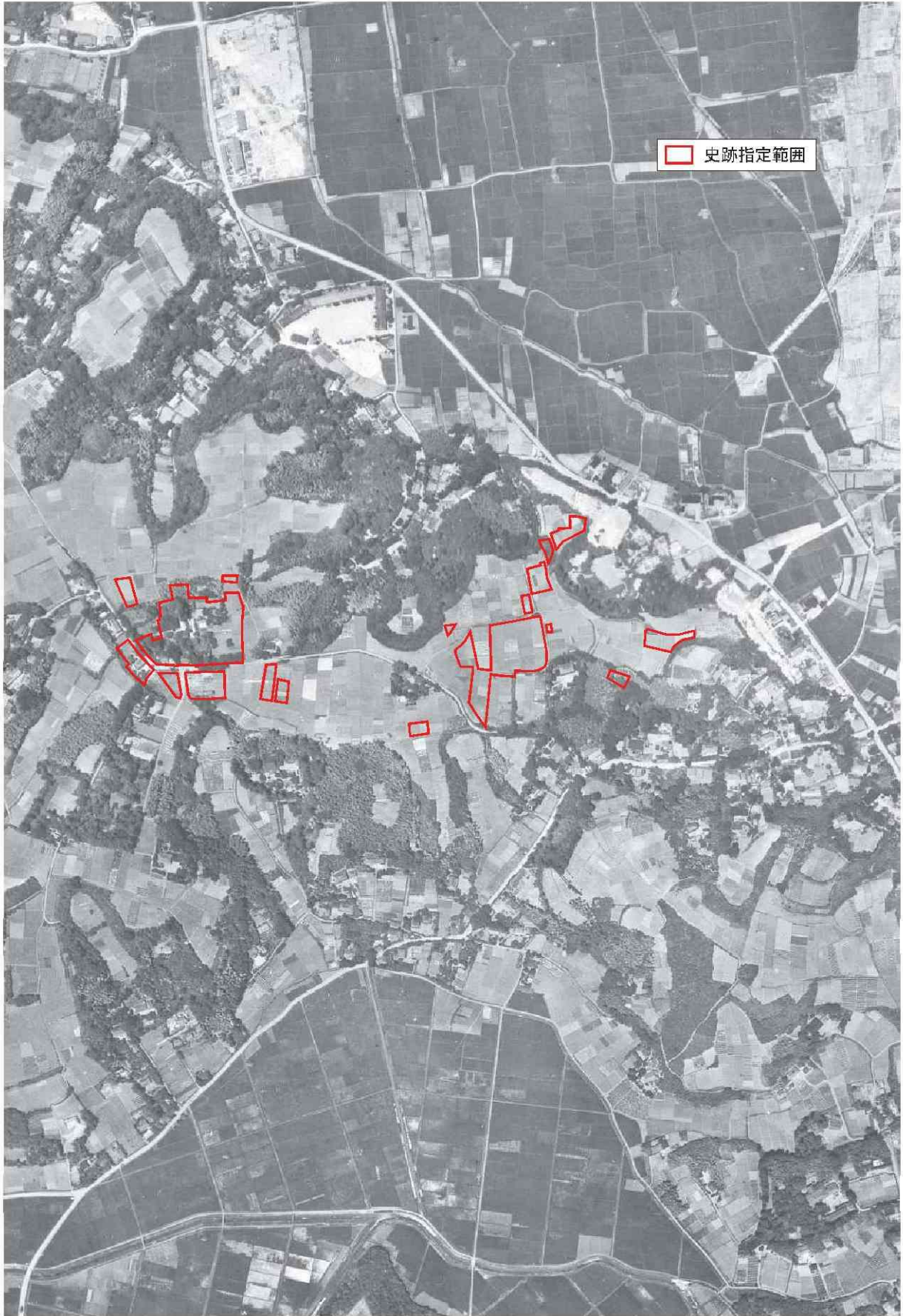
史跡の名称	史跡橋樹官衙遺跡群	
管理団体	川崎市	
		評価
自己点検項目 (各項目に対する達成度 [五段階評価] : A>B>C>D>E)		
①保存管理	ア) 史跡指定地内の遺構・遺物は、適切な方法で確実に保存されているか。	
	イ) 記録図面類や出土遺物は適切に保管・管理されているか。	
	ウ) 史跡の本質的な価値を有しないその他の要素（建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹等）について、遺構を傷つけることなく除去が行われているか。	
	エ) 指定地内の民有地の公有地化に向け、土地の権利者の要望等を踏まえた計画的な働きかけをしているか。	
	オ) 史跡周辺の環境保全のために、地元住民や関連団体・機関等との合意・連携は図られているか。	
	カ) 関係法令・関係計画に定められた内容等の具体的な方策を定め、史跡周辺の環境を良好に保全するために適切な措置がとられているか。	
	キ) 橋樹官衙遺跡群の保存管理を図るため、継続的かつ計画的な調査・研究が行われているか。	
②活用	ア) 活用事業に関係する人々は、遺跡群の価値を共有した上で、参画できているか。	
	イ) 史跡が武蔵国橋樹郡家や古代影向寺を学ぶ場として機能しているか。	
	ウ) 橋樹官衙遺跡群として、橋樹郡家や古代影向寺等を学ぶために必要な情報や機会を提供しているか。	
	エ) 学校教育との連携は図られているか。	
	オ) 生涯学習活動との連携は図られているか。	
	カ) 市民の交流の場・憩いの場として活用されているか。	
	キ) 川崎市域の歴史的・文化的資産との連携は図られているか。	
	ク) 市外・県外の古代官衙関連遺跡との連携は図られているか。	
	ケ) 活用事業に関連した各種調査及び調査成果は適切に整理・公開されているか。	
	コ) 史跡の価値を広く周知するための情報発信は適切に行われているか。	
	サ) 駐車場や駐輪場施設等、利活用のための利便性向上が図られているか。	
	シ) 史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。	
③整備	ア) 遺構保護のため適切な整備が行われているか。	
	イ) 公有地の適切な活用が図られているか。	
	ウ) 地元住民や関係団体・機関等の要望をふまえた整備が行われているか。	
④管理運営と体制	ア) 保存管理・活用に必要な、適切な体制が整備されているか。	
	イ) 市民と協働した保存・活用の運営は、適切な体制が整備されているか。	
	ウ) 史跡保存会等の育成は適切に図られているか。	
	エ) 国・県・市等の関係行政機関との連携が図られているか。	
	オ) 周辺公共施設等との連携が図られているか。	
	カ) 関係機関等との情報共有は適切に行われているか。	
	キ) 保存管理・活用・整備・維持管理・運営に必要な予算や人員を十分確保し、それぞれの活動に適切に配分できているか。	

## 【参考文献】

- 有馬多恵子・杉本靖子 2017 『川崎市宮前区影向寺遺跡第15次調査発掘調査報告書』、有限会社吾妻考古学研究所
- 伊東秀吉ほか 1986 『川崎市宮前区影向寺遺跡―第2次発掘調査報告書―』、影向寺遺跡第2次発掘調査団
- 伊東秀吉・竹石健二ほか 1981 『川崎市高津区野川影向寺文化財総合調査報告書』、川崎市教育委員会
- 伊東秀吉・大坪宜雄ほか 1996 「川崎市高津区伊勢山台東遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第32集、川崎市教育委員会
- 神奈川県考古学会 2006 『平成18年度考古学講座 古代遺跡再発見』
- 河合英夫 1997 「川崎市橋樹郡衙関連遺跡の調査」『第21回神奈川県遺跡調査・研究発表会発表要旨』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2000 「川崎市影向寺址」『かながわの古代寺院』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2001 「影向寺址をめぐる問題」『神奈川の古代寺院 研究の成果と課題』、神奈川県考古学会
- 河合英夫 2002 「影向寺址考―伽藍配置と創建年代の検討―」『多摩考古』第32号、多摩考古学研究会
- 河合英夫 2003 「古代の役所を掘る―武蔵国橋樹郡衙推定地の発掘調査―」『古代を考える I 郡の役所と寺院』、川崎市市民ミュージアム
- 河合英夫 2006 「(調査報告)ここまでわかった橋樹郡衙―調査成果と課題―」『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する―橋樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義―発表要旨』、川崎市教育委員会
- 河合英夫・伊東甚吉 2008 「影向寺遺跡第11次調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第43集、川崎市教育委員会
- 河合英夫ほか 2000 『川崎市千年伊勢山台北遺跡調査報告書』、千年伊勢山台北遺跡調査団
- 河合英夫ほか 2011 『蓮乗院北遺跡発掘調査報告書』、蓮乗院北遺跡発掘調査団
- 川崎市 1988 『川崎市史』資料編1(考古・文献 美術工芸)
- 川崎市 2014 『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～』
- 川崎市教育委員会 2005 『武蔵国橋樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』
- 川崎市教育委員会 2007 『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する―橋樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義―記録集』
- 川崎市教育委員会 2008 『武蔵国橋樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡第9・10・11次―川崎市高津区千年におけるガス管敷設工事及び緑地整備に伴う確認調査報告―』
- 川崎市教育委員会 2014 『神奈川県川崎市 橋樹官衙遺跡群の調査―橋樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書[古代編]―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第8集
- 川崎市教育委員会 2018 『神奈川県川崎市 橋樹官衙遺跡群の調査―橋樹郡家(郡衙)跡[千年伊勢山台遺跡]第14次～第25次調査・影向寺遺跡第16次～第19次調査報告書―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第11集
- 川崎市教育委員会 2022 『神奈川県川崎市 橋樹官衙遺跡群の調査Ⅲ―千年伊勢山台遺跡[橋樹郡家跡]第26～29・31～34次調査報告―』川崎市埋蔵文化財調査報告書第13集
- 久保常晴・大三輪龍彦 1975 『川崎市高津区影向遺跡発掘調査概報』、川崎市教育委員会
- 鈴木靖民 1993 「第5章 古代の政治と文化」『川崎市史』通史編1、川崎市
- 竹石健二・澤田大多郎・野中和夫 1984 「影向寺周辺遺跡発掘調査報告書―三浦邸・宮澤邸に関わる調

- 査一」『川崎市文化財調査集録』第20集、川崎市教育委員会
- 竹石健二・鈴木 亘・野中和夫 1988 『神奈川県指定重要文化財 影向寺薬師堂保存修理工事報告書  
〔基壇部記録調査編〕』、日本大学文理学部史学研究室
- 竹石健二・野中和夫 1983 「千年伊勢山台遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第19集、川  
崎市教育委員会
- 竹石健二・原 廣志 2002 「影向寺境内出土の「无射志国佐原評」銘瓦について」『川崎市文化財調査  
集録』第37集、川崎市教育委員会
- 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2005 『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』  
文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 村田文夫 2014 「武蔵国橘樹郡衙周辺の歴史的な景観考」『神奈川考古』第50号、神奈川考古同人会
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』、塙书房

## 卷末資料



史跡橋樹官衙遺跡群周辺の空中写真（出典：国土地理院撮影の空中写真（昭和22（1947）年撮影）



史跡橋樹官衙遺跡群周辺の空中写真（武蔵小杉方面を望む）



史跡橋樹官衙遺跡群周辺の空中写真（新宿方面を望む）



千年伊勢山台遺跡 [橘樹郡家跡] の空中写真 (東から)



影向寺遺跡の空中写真 (南南西から)

---

---

## 史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画

発行日 令和8(2026)年 月 日

編集・発行 川崎市教育委員会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2111 (代表)

印 刷

---

---



# 史跡橘樹官衙遺跡群 第2期整備基本計画 (素案)

令和8(2026)年 月  
川崎市教育委員会





千年伊勢山台遺跡【橋樹郡家跡】から武蔵小杉（南東）方面を望む



史跡橋樹官衙遺跡群の一部に整備された橋樹歴史公園の復元倉庫（南西から）

## 例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（以下「第2期整備基本計画」という。）である。
- 2 今回策定する第2期整備基本計画は、平成31（2019）年1月に策定した史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（以下「第1期整備基本計画」という。）の改定版である。
- 3 史跡橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成される。千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。ただし、千年伊勢山台遺跡で橘樹郡家跡が発見される以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査は、「千年伊勢山台北遺跡」、「伊勢山台遺跡」、「伊勢山台東遺跡」、「千年蟻山遺跡」・「影向寺南遺跡」と各調査毎に異なる遺跡名称が付されているが、すでに報告書が刊行されているため、名称の変更は行っていない。

影向寺遺跡の遺跡名称についても、各調査毎に異なる遺跡名称が付され混乱をきたしていた経緯から、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が遺跡の名称を「影向寺遺跡」に統一することを示し、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次から順番に調査次を付した（河合・伊東2008）。ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に市教委が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年の影向寺薬師堂保存修理工事に際し実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行されているため、これまでの名称を用いている。
- 4 千年伊勢山台遺跡においては古代武蔵国橘樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代橘樹郡の役所である橘樹郡家が所在した時期の遺跡については特に「橘樹郡家跡」と呼称している。また、第1期整備基本計画では、橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡から影向寺遺跡にかけて官衙関連施設が広範囲に広がっていることから、便宜上、字境等で、影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、伊勢山台・蟻山ゾーン、谷戸ゾーンと地区区分していたが、第2期整備基本計画では、概ね判明した橘樹郡家の主要施設の配置・構造等に基づき、東から正倉院ゾーン、郡庁ゾーン、館・厨家ゾーン、古代寺院ゾーンという地区区分に変更した。
- 5 第2期整備基本計画の策定については、市教委が主体となり実施した。
- 6 第2期整備基本計画の策定については、川崎市附属機関設置条例に基づき設置している「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下「調査整備委員会」という。）の指導・助言を受けるとともに、文化庁文化資源活用課・文化財第二課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の助言を受けた。
- 7 本書の執筆は、市教委事務局生涯学習部文化財課が行った。